

犯罪被害者等支援 メニュー リスト

西条市

目 次

西条市の支援メニュー・対応窓口

1 犯罪被害者等のための総合的対応窓口	1
2 経済的支援	
(1) 犯罪被害者等支援金	1
(2) 商品・サービスに関する苦情や業者とのトラブル	1
(3) 多重債務に関する相談	1
(4) 法律相談	1
(5) 【医療】ひとり親世帯等医療費の助成	1
(6) 【医療】こども医療費の助成	1
(7) 重度心身障害者医療費の助成	2
(8) 高額療養費の支給【国民健康保険】	2
(9) 高額療養費の支給【後期高齢者医療保険】	2
(10) 医療費の一部負担金の徴収猶予、減免【国民健康保険】	2
(11) 医療費の一部負担金の徴収猶予、減免【後期高齢者医療保険】	2
(12) 後期高齢者医療保険料の減免、納付	2
(13) 介護保険料の納付・減免	2
(14) 燕学金の貸付け	2
(15) 小・中学校就学費用の援助	2
(16) 【保育】ひとり親世帯等の保育料の軽減	3
(17) 【保育】一時保育（一時預かり）	3
(18) 子育てに係る負担の軽減【出産】助産制度	3
(19) 【育児】児童扶養手当	3
(20) 【修学】修学費用等の貸付け	3
(21) 母子生活支援施設への入所	3
(22) 就業の支援	3
(23) 市税等の納付	3
(24) 上水道料金の納付	3
(25) 下水道使用料の納付	3
3 精神的・身体的被害の回復・防止等	
(1) 精神保健福祉	4
(2) 子育ての悩み	4

支援メニューリスト（西条市）

1 犯罪被害者等のための総合的対応窓口

犯罪被害者からの相談・問い合わせへの対応 相談内容により必要な機関への取次	人権擁護課人権対策係 (市庁舎本館3階) TEL0897-52-1360(内線5242)
--	--

2 経済的支援

	相談内容	制度・サービスの内容	窓口
1	犯罪被害者等支援金	殺人など故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者のご遺族、または重症病や精神疾患を負われた犯罪被害者の方に対して、経済的負担の軽減を図るための見舞金（支援金）を給付しています。	人権擁護課人権対策係 (市庁舎本館3階) TEL0897-52-1360
2	商品・サービスに関する苦情や業者とのトラブル	契約トラブルや悪質商法による被害などについて、消費生活相談員が相談に応じます。	西条市消費生活センター（西条市役所新館1階 消費生活相談窓口) TEL 0897-52-1495 内線2468
3	多重債務に関する相談	多重債務やヤミ金融などについて、消費生活相談員が相談に応じます。	西条市消費生活センター（西条市役所新館1階 消費生活相談窓口) TEL 0897-52-1495 内線2468
4	法律相談	法律問題について、弁護士による15分間の無料相談で、解決の糸口を提供します。	くらし支援課 生活相談係(西条市役所新館1階 市民相談窓口) TEL 0897-52-1243 内線2462
5	【医療】 ひとり親世帯等医療費の助成	ひとり親世帯等の母又は父及びその子ども等に対し、保険診療のうち、自己負担分に係る医療費について助成します。 (資格認定には、所得の要件などがあります)	国保医療課福祉医療費助成係 (市役所 新館1階 17番窓口) TEL(0897)-52-1367 直通
6	【医療】 子ども医療費の助成	18歳に達する年度末までの間にある子どもに対し、保険診療のうち、自己負担分に係る医療費について助成します。	国保医療課福祉医療費助成係 (市役所 新館1階 17番窓口) TEL(0897)-52-1367 直通

7	【医療】 重度心身障害者医療費の助成	身体障害者手帳や療育手帳を所持する方に対し、保険診療のうち、自己負担分に係る医療費について助成します。 ①身体障害者手帳1級、2級又は療育手帳A ②身体障害者手帳3級、療育手帳B 又はその両方 (②のうち一方の手帳のみを所持する方の資格認定には、同じ世帯の方を含めた所得の要件があります)	国保医療課福祉医療費助成係 (市役所 新館1階 17番窓口) TEL(0897)-52-1367 直通
8	高額療養費の支給 【国民健康保険】	世帯の1か月間の医療費の自己負担額が、その世帯の自己負担限度額を超えた場合、申請によりその超えた分を高額療養費として支給します。	国保医療課国保係 (市役所 新館1階 15番窓口) TEL(0897)-52-1447 直通
9	高額療養費の支給 【後期高齢者医療保険】	個人または世帯の1か月間の医療費の自己負担額が、その個人または世帯の自己負担限度額を超えた場合、申請によりその超えた分を高額療養費として支給します。 (支給決定は、愛媛県後期高齢者医療広域連合、受付は市)	国保医療課後期高齢者医療係 (市役所 新館1階 16番窓口) TEL(0897)-52-1212 直通
10	医療費の一部負担金の徴収猶予、減免 【国民健康保険】	第三者行為（交通事故、闘争等）を除く医療費の一部負担金の支払いが困難となった犯罪被害者等の徴収猶予や減免の相談に応じます。	国保医療課国保係 (市役所 新館1階 15番窓口) TEL(0897)-52-1447 直通
11	医療費の一部負担金の徴収猶予、減免 【後期高齢者医療保険】	第三者行為（交通事故、闘争等）を除く医療費の一部負担金の支払いが困難となった犯罪被害者等の徴収猶予や減免の相談に応じます。 (減免決定は、愛媛県後期高齢者医療広域連合、受付は市)	国保医療課後期高齢者医療係 (市役所 新館1階 16番窓口) TEL(0897)-52-1212 直通
12	後期高齢者医療保険料の減免、納付	後期高齢者医療保険料の納付が困難となった場合などに、状況に応じた減免や分割納付などの相談に応じます。 (減免決定は、愛媛県後期高齢者医療広域連合、納付相談は市)	国保医療課後期高齢者医療係 (市役所 新館1階 16番窓口) TEL(0897)-52-1212 直通
13	介護保険料の納付・減免	介護保険料の納付が困難となった場合などに、状況に応じた減免や分割納付などの相談に応じます。	介護保険課介護総務係 (市庁舎本館1階 5番窓口) TEL0897-52-1419内線2363
14	奨学金の貸付け	経済的な理由で高等学校・大学への進学が困難な方に、奨学金の貸付を実施しています。	教育委員会事務局学校教育課学務指導係 (本庁新館4階) TEL 0897-56-5151 内 線 5327
15	小・中学校就学費用の援助	小・中学生を養育し、経済的理由で給食費や学用品費の支払が困難なご家庭を対象に援助を行う制度です。	教育委員会事務局学校教育課学務指導係 (本庁新館4階) TEL 0897-56-5151 内 線 5327

16	【保育】 ひとり親世帯等の保育料の軽減	ひとり親世帯等の保育料について、所得に応じて軽減します。	保育・幼稚園課認定給付係 (市役所新館2階) TEL 0897-56-5151 内線 2332、2336
17	【保育】 一時保育 (一時預かり)	保護者の勤務形態・傷病・入院等により、緊急又は一時的に保育が必要となる児童（保育の実施の対象とならない就学前児童）を保育所などで一時的に保育します。 (利用料は、生活保護世帯や幼児教育・保育の無償化対象の場合、無料又は上限額まで無償です。)	保育・幼稚園課認定給付係 (市役所新館2階) TEL 0897-56-5151 内線 2332、2336
18	子育てに係る負担の軽減 【出産】 助産制度	妊娠婦が、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない場合において、その妊娠婦から申込みがあったときは、助産施設における助産にかかる費用を助成します。	こども未来課女性係 (市庁舎新館2階) TEL 0897-52-1516
19	【育児】 児童扶養手当	父若しくは母と生計を同じくしていない、又は父若しくは母に一定以上の障害がある場合において、児童の母、父又は養育者を対象として、その生活の安定を図るために支給します。	こども未来課子育て支援係 (市庁舎新館2階) TEL 0897-52-1581
20	【修学】 修学費用等の貸付け	母子家庭、父子家庭及び寡婦の方に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るために、児童が修学するために必要な資金をはじめとした各種資金の貸付を行います。	こども未来課女性係 (市庁舎新館2階) TEL 0897-52-1373
21	母子生活支援施設への入所	18歳未満のこどもを養育している母子家庭や母子家庭に準ずる事情のある家庭を入所させて自立に向けた生活を支援します。	こども未来課女性係 (市庁舎新館2階) TEL 0897-52-1516
22	就業の支援	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の方を対象に、自立のための就業支援を総合的に実施します。	こども未来課女性係 (市庁舎新館2階) TEL 0897-52-1373
23	市税等の納付	市税等の納付が困難となった場合などに、相談に応じます	徴収課徴収係、債権管理係（市役所本館2階） TEL0897-52-1241 内線2284, 2285, 2289, 2290
24	上水道料金の納付	上水道料金の納付が困難となった場合は、分割納付の相談に応じます。	水道業務課水道料金係 (市庁舎本館2階) TEL0897-52-1584
25	下水道使用料の納付	下水道使用料の納付が困難となった場合は、分割納付の相談に応じます。	下水道業務課下水道業務係 (市庁舎本館2階) TEL0897-52-1224

3 精神的・身体的被害の回復・防止等

	相談内容	制度・サービスの内容	窓口
1	(1) 精神保健福祉	精神保健及び精神障害者福祉に関する本人や家族、関係者等の相談に応じ、助言、指導、関係機関の紹介などを行います。	西条中央保健センター (西条市総合福祉センター) TEL0897-52-1215内線
2	(2) 子育ての悩み	子育てに関する相談に応じます。	西条中央保健センター (西条市総合福祉センター) TEL0897-52-1215内線